

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第1節 障害者雇用の促進

1 雇用率制度の推進等による雇用機会の拡大

(1) 法定雇用率達成指導の充実・強化

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は、その雇用する身体障害者又は知的障害者の数が下に掲げる法定雇用率相当数以上であるようにしなければならないものとされている。身体障害者又は知的障害者の雇用について著しく消極的な事業主に対しては、雇入れ計画の作成を命じ、その計画的な雇入れを図ることとしており、その計画が適正に実施されない場合は、計画期間終了後、特別指導を行い、それでも改善が認められない場合、企業名を公表することとしている。障害者雇用率については、一般の民間企業が1.8%、一定の特殊法人が2.1%、国および地方公共団体が2.1%、一定の教育委員会が2.0%である。

図9-1-1 障害者の法定雇用率

図9-1-1 障害者の法定雇用率

一般の民間企業（法定雇用率1.8%）

（厚生労働省職業安定局集計）

企業数	雇用状況			未達成企業の割合
	常用労働者数	障害者数	実雇用率	
企業 61,115	16,936,056 人	252,870 人	1.49 %	56.3 %

- (注) 1. 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた労働者数（法定雇用障害者数の算定の基礎となる数）である（以下の表も同じ。）。
2. 障害者数とは、身体障害者と知的障害者の計である。重度障害者（重度身体障害者および重度知的障害者）についてはダブルカウントしてある。また重度障害者である短時間労働者については1人としてカウントしている（以下の表も同じ。）。
3. 身体障害者又は知的障害者の雇用義務のある企業（規模56人以上）について集計したものである。

一定の特殊法人（法定雇用率2.1%）

（厚生労働省職業安定局集計）

法人数	雇用状況			未達成法人の割合
	常用労働者数	障害者数	実雇用率	
法人 131	88,329 人	1,742 人	1.97 %	32.8 %

- (注) 身体障害者又は知的障害者の雇用義務のある法人（規模48人以上）について集計したものである。

官公庁

（厚生労働省職業安定局集計）

法定雇用率	雇用状況		
	常用労働者数	障害者数	実雇用率
2.1%	1,732,160 人	40,885 人	2.36 %
2.0%	581,361 人	7,096 人	1.22 %

- (注) 1. 法定雇用率2.0%が適用される機関とは都道府県の教育委員会および一定の市町村の教育委員会である。
2. 法定雇用率2.1%が適用される機関とは上記1以外の機関である。

また、事業主間の身体障害者および知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、身体障害者および知的障害者の雇用を容易にし、もって全体としての障害者の雇用水準を引き上げるため、法定雇用率未達成の事業主から納付金を徴収(不足数1人につき月額5万円)し、一定水準を超えて身体障害者および知的障害者を雇用している事業主に対して、障害者雇用調整金、報奨金を支給するとともに、施

設・設備の改善等を行って障害者を雇い入れる事業主等に対して各種の助成金を支給している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第1節 障害者雇用の促進

1 雇用率制度の推進等による雇用機会の拡大

(2) 障害者雇用機会創出事業の創設

2001(平成13)年度より、3か月間のトライアル雇用を通じ事業主に対し障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、障害者雇用に取り組むきっかけを作ることにより、障害者の雇用機会の創出を図ることを目的とした障害者雇用機会創出事業を実施している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第1節 障害者雇用の促進

2 職業リハビリテーションの充実

公共職業安定所では、求職申込みを行うすべての障害者を登録し、求職申込みから就職後のアフターケアまでケースワーク方式により一貫した職業紹介、職業指導等を行っている。

また、各都道府県労働局においては、障害者雇用の一層の促進を図るため、障害者重点公共職業安定所を指定して、都道府県内各安定所の障害者求職者情報を広く収集、整備し、求人者等のニーズに応じてこれらの情報を提供している。

障害者のリハビリテーションについては、公共職業安定所において職業指導、職業紹介等が行われているが、職業能力評価やカウンセリング等についても専門的な知識等に基づいて十分に行うこととしている。このため障害者に対して職業評価、職業指導等の専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、公共職業安定所と密接な連携を保って専門のカウンセラーによる職業評価、職業指導、職業準備訓練、職業講習および事業主に対する職場管理、作業施設に関する相談、助言等の業務を総合的に行う地域障害者職業センター(47所、支所5所)、医療施設や更生施設等との連携の下、職業評価、職業指導等の措置等を系統的に講ずる広域障害者職業センター(3所)、職業リハビリテーション体制強化のための、職業リハビリテーション技術の研究・開発、情報の提供および専門職員の養成・研修を行うとともに高度で先駆的な職業リハビリテーションを提供する障害者職業総合センターを設けている。

また、障害者の職業的自立を図るためには、就業面のみならず生活面についても一体的に支援を行うことが効果的である。このため、このような障害者の職業的自立を図るため、2002(平成14)年4月に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」において、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関の連携により障害者に対する日常生活上の相談と就業面での相談等を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を創設した。さらに、障害者の職場において、障害者および事業主に対しきめ細かな支援を行う「職場適応援助者(ジョブコーチ)」事業を創設した。

精神障害者については、雇用義務の対象となっていないものの、職場適応訓練および一般の職業能力開発校における訓練対象としているほか、納付金制度に基づく助成金、特定求職者雇用継続助成金の支給対象となっている。

また、当事者団体と連携した職業自立啓発事業等により、精神障害者の雇用の促進のための施策を積極的に推進している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第1節 障害者雇用の促進

3 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

なお、経済環境および職場環境の変化、就職を希望する障害者の増加に対応し、障害者の職場の拡大を図るため、前述の「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により障害者雇用率の算定方式を見直すとともに、障害者に対する総合的支援の充実、精神障害者の雇用促進を講ずることとした。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第2節 障害者保健福祉施策の推進

1 障害者プランの推進

(1) 障害者プラン

障害者プランは、1993(平成5)年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」をさらに具体的に推進していくための重点施策実施計画として、1995(平成7)年12月に政府の障害者対策推進本部において策定された。障害者プランは、1996(平成8)年度から2002(平成14)年度までの7か年計画で、保健福祉施策のみならず、住宅、教育、雇用、通信・放送など障害者施策全般に関する内容となっている。

障害者プランでは、生涯のすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し、活動する社会を目指すいわゆる「ノーマライゼーション」の理念を踏まえつつ、

- 1)地域で共に生活するために、
- 2)社会的自立を促進するために、
- 3)バリアフリー化(障壁の除去)を促進するために、
- 4)生活の質(Quality of Life : QOL)の向上を目指して、
- 5)安全な暮らしを確保するために、
- 6)心のバリア(障壁)を取り除くために、
- 7)我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

の七つの視点から施策の重点的な推進を図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第2節 障害者保健福祉施策の推進

1 障害者プランの推進

(2) 障害者プランに基づく施策の推進

厚生労働省では、計画期間の最終年度となった障害者プランを推進するために、2002(平成14)年度保健福祉施策関係予算として、3,050億円を確保し、プランに掲げられた整備目標の達成に向けて、障害者の地域生活を支えるための施設サービスや在宅サービスの充実を図っているところである。

図9-2-1 障害者プランにおける厚生労働省関係の具体的な施策目標と2002(平成14)年度予算

図9-2-1 障害者プランにおける厚生労働省関係の具体的な施策目標と2002(平成14)年度予算

区 分	1995(平成7)年度	2002(平成14)年度	2002(平成14)年度 目標値
1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保			
地域生活援助事業（グループホーム） ・福祉ホーム	5千人分	20,861人分	2万人分
投産工場・福祉工場	4万人分	67,570人分	6.8万人分
2. 地域における自立の支援			
重症心身障害児（者）等の通園事業	300か所	868か所	1.3千か所
精神障害者社会適応訓練事業 （通院患者リハビリテーション）	3.5千人分	5,280人分	5千人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	1.5千人分	6,000人分	6千人分
市町村障害者生活支援事業	—	285か所	690か所
障害児（者）地域療育等支援事業	—	560か所	690か所
精神障害者地域生活支援センター	—	317か所	650か所
3. 介護等のサービスの充実			
〈在宅サービス〉			
訪問介護員（ホームヘルパー）	—	45,300人増	4.5万人上乗せ
短期入所生活介護（ショートステイ）	1千人分	4,650人分	4.5千人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	500か所	1,010か所	1千か所
〈施設サービス〉			
身体障害者療護施設	1.7万人分	25,000人分	2.5万人分
知的障害者更生施設	8.5万人分	95,600人分	9.5万人分

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第2節 障害者保健福祉施策の推進

2 精神障害者居宅生活支援事業の実施

厚生労働省では、1987(昭和62)年に精神障害者社会復帰施設が法定化されて以来、整備に努めてきたが、さらに、1999(平成11)年の精神保健福祉法改正により、在宅サービスが法定化され、精神障害者に対する福祉施策についても他障害と同様に、施設福祉だけでなく在宅福祉の充実をも図ることとされた。これを受けて、2002(平成14)年4月1日より、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)、精神障害者短期入所事業(ショートステイ)および精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)をいう。)が実施されている。

また、精神保健福祉施策に関する諸々の業務は、これまで保健所が中心となって実施してきたが、施設や事業の利用についての相談・助言・斡旋・調整の業務、通院医療費公費負担申請、精神障害者保健福祉手帳の受付事務といった、より住民に身近な行政機関で提供されることが望ましい行政サービスについて、2002年4月1日から市町村を窓口として実施されている。このため、今後、保健所は、こころの健康、社会復帰、アルコールといった内容に関する相談や、本人や家族に対する危機介入的な訪問、医療継続・受診等に関する訪問指導等専門的な相談・指導を行うとともに、複数の市町村にまたがる場合の連絡調整といった役割を担っていくこととなる。

精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)については、1999(平成11)年度から試行的に事業を実施してきたところである。試行的事業の趣旨は、精神障害者に対して実際にサービスを提供し、どのような問題点があるのかを検証するとともに、試行期間中に市町村においてノウハウを蓄積することにより、円滑に本格的な実施に移行できるようにすることであり、3年間にわたって実施された。

試行的事業から得られた精神障害者へのサービス提供のニーズとしては、食事の準備、掃除といった家事援助が92.1%、話し相手などの相談支援が49.4%と多く、身体介護が14.6%と低かったことがあげられる(1999年度実績。重複回答)。精神障害者の場合は、直接身体に接触して動作の援助を必要とすることが他の障害者や高齢者と比べて少ないが、見守りや共同実践による援助によって自立の支援を行っていくというケースが多いようである。

精神障害者短期入所事業(ショートステイ)については、従来、精神障害者生活訓練施設において、ショートステイ施設を併設する場合に、精神障害者生活訓練施設の運営費に加算する形で予算措置を行ってきたが、法定事業化に伴い、精神障害者生活訓練施設に加えて精神障害者入所授産施設でも実施できるとし、これらの施設で利用者に対し介護等のサービスを提供することとなった。利用期間は原則として7日以内だが、市町村長が必要と認めれば、延長することも可能である。

精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)は、4~6人程度の少人数の精神障害者が共同で日常生活を営み、世話人が食事等の支援をすることにより自立生活の促進を目指すものである。既に法定事業として都道府県・指定都市における事業として実施されているが、今回の精神障害者居宅生活支援事業の実施に伴い、実施主体が市町村に移管されることとなる。

厚生労働省としては、地域における精神保健福祉施策のより一層の充実に向けて、精神障害者居宅生活支援事業の着実な推進に努めることとしている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第2節 障害者保健福祉施策の推進

3 障害者福祉サービスの仕組みの見直し(「支援費制度」への移行)

(1) 制度の趣旨

2000(平成12)年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や社会福祉法人など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、見直しを行った。

この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組みである「支援費制度」に2003(平成15)年4月から移行することになった。

支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、事業者等は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められるようになる。

これにより、障害者の個人としての尊厳を重視した、福祉サービスの利用制度となることを目指すことになる。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第2節 障害者保健福祉施策の推進

3 障害者福祉サービスの仕組みの見直し(「支援費制度」への移行)

(2) 基本的な仕組み

- 1) 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスの選択のための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- 2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行った者に対して支援費の支給決定を行う。
- 3) 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事の指定を受けた指定事業者等との契約により、障害者福祉サービスを利用する。
- 4) 障害者福祉サービスを利用したときは、本人および扶養義務者は、指定事業者等に対し、障害者福祉サービスの利用に要する費用のうち本人および扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、市町村は、障害者福祉サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する(ただし、当該支援費を指定事業者等が代理受領する方式をとる。)

ただし、やむを得ない事由によりこうした方式の適用が困難な場合には、市町村が措置により、障害者福祉サービスの提供や施設への入所を決定する。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

国民生活の安心と安定を実現するためには、人々が生活の拠点である地域に根ざし、相互に助け合うとともに、それぞれの地域で、個人が人としての尊厳をもって、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう、自立を支援することが必要である。このため、具体的には、以下のような施策を行っている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

1 地域福祉計画策定の支援

我が国の社会経済情勢が大きく変貌する中で、安心して充実した生活を送ることができるためには、地域社会を基盤とした福祉(地域福祉)を推進することが必要である。

このような背景から、2000(平成12)年6月に社会福祉法において「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、地域福祉計画に関する規定が設けられたところである。地域福祉計画は、地域住民等の意見を十分に踏まえ、地域における福祉を推進するための事項を一体的に定めるものであり、計画の策定および実施を通じ、身近な地域において良質かつ適切な福祉サービスを利用することができる体制の整備が進むものと期待されている。

社会福祉法における地域福祉計画の規定は、2003(平成15)年4月から施行されることとなっており、厚生労働省としては、各地方公共団体の計画策定を支援するため、本年4月に計画策定のための指針を示したところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

2 福祉人材の質の向上

介護保険制度の実施や社会福祉事業法等の改正、さらには2003(平成15)年度からの障害者福祉サービスに係る支援費制度の実施などの改革が進められ、福祉サービスも質の向上が求められている中で、それを担う質の高い人材の養成確保はますます重要となっている。

このため、厚生労働省においては、社会福祉士および介護福祉士専門職の教育課程の見直し、介護福祉士国家試験の内容の改善、介護福祉士養成施設の教員研修の充実など積極的な取り組みを行っている。

また、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的とした福祉人材センター、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図ることを目的とした福利厚生センター、社会福祉事業従事者の研修を実施するための中央福祉学院等のさまざまな取り組みを通じて、福祉人材の確保および質の向上を図っている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

3 地域福祉権利擁護事業の普及

地域福祉権利擁護事業は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送ることができるようにするため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う事業として、都道府県社会福祉協議会および基幹的な市町村社会福祉協議会を中心に実施している。具体的には、社会福祉協議会等と利用者との間で契約を締結し、利用者本人の意思や希望を踏まえて作成した「支援計画」に基づき、援助を行うものである。

本事業の実施状況は、2001(平成13)年度の相談件数は10万6,676件、契約を締結したものが3,280件であるが、今後とも、本事業の一層の定着を図ることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

4 福祉サービスに関する苦情解決事業および第三者評価事業の推進

社会福祉事業法等の改正により、多くの福祉サービスは、これまでの行政による措置から利用者の選択による利用制度へと移行することとなった。

この利用者本位の社会福祉制度を実効あるものとするため、社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされ、また、都道府県社会福祉協議会に公正・中立な機関として運営適正化委員会を置き、苦情解決のあっせんや都道府県知事への通知等を行うこととされている。

また、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者および利用者)以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価事業の推進を図っている。同事業については、第三者評価の基本的な考え方や標準的な評価方法、項目等を内容とする実施要領を作成し、その周知を図っている。

これらの事業については、今後とも利用者の立場に立った社会福祉制度の構築を推進していくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

5 ボランティア活動の振興

最近におけるボランティアに対する国民の関心は高まりをみせ、その活動者数も全国で約722万人(2001(平成13)年全国社会福祉協議会調査)に達し、活動分野も福祉、環境、災害援助等多方面にわたっている。

ボランティアは、地域福祉の担い手として期待されており、厚生労働省としては、ボランティアに関する情報提供や相談などを行う「ボランティアセンター」への支援等を通じて、その振興を図っているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

6 社会福祉法人制度の適正な運用

高い公共性を有し、我が国における福祉サービスの提供の中核を担っている社会福祉法人のあり方については、「規制改革推進3か年計画(改定)」(2002(平成14)年3月29日閣議決定)において「社会福祉法人の在り方について、現行の方式だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り方について検討を開始する」とされたこと等を踏まえ、利用者の立場に立って、一層質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、今般見直しを行った。その結果、地域におけるきめ細かな福祉サービスの提供や法人運営の一層の透明化等を図るため、法人の設立のための資産要件の緩和や自らの収益を充てることのできる事業の範囲の拡大、指導監査手法のより一層の透明化および簡素化等の運用の改善等を行うこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

7 生活福祉資金の拡充

生活福祉資金の貸付けは、低所得世帯等に対して、経済的自立、生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を確保することを目的に、1955(昭和30)年より都道府県社会福祉協議会において実施している。

この貸付資金の種類としては、更生資金、生活資金、修学資金などの9種類があるが、その一つである「離職者支援資金」は、雇用保険制度の枠外にある自営業者の廃業などにより生計の維持が困難となった失業者世帯に対し、再就職までの間の生活資金を貸し付けるものであり、2001(平成13)年の総合雇用対策の一環として創設したものである。また、2002(平成14)年度においては、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う「長期生活支援資金」および低所得者世帯の緊急かつ一時的な資金需要に応えるための「緊急小口資金」を創設することとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

8 生活保護制度の運営

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない場合に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。

この制度は、1950(昭和25)年の生活保護法の制定以降、国民生活のいわば最後のよりどころとしての機能を果たしてきたが、制度創設から50年が経過した今日では、当時と比べて国民の意識、経済社会、人口構成など生活保護制度をとりまく環境は大きく変化しており、また、近年の景気後退による失業率の上昇などの影響を受けて、1995(平成7)年以降、被保護者は増加の傾向にある。

このような経済社会情勢などを踏まえ、今日においても社会保障制度の最後のセーフティーネットである生活保護制度がその期待される役割を適切に果たしていけるよう、制度全般について引き続き議論していくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 「地域福祉の推進」

9 ホームレス対策の推進

近年、大都市部を中心に公園や河川敷などで野宿生活を送るいわゆるホームレスが増加し大きな社会問題となっており、その数は、2001(平成13)年9月末時点では約2万4,000人と推計されている。

厚生労働省では、1999(平成11)年5月に取りまとめた「ホームレス問題に関する当面の対応策」を踏まえ、ホームレスに対し宿所および食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行うとともに、公共職業安定所の相談による職業相談・紹介を行う「ホームレス自立支援事業」を実施するなど、ホームレスの自立を支援するための各種の施策を推進している。なお、2002(平成14)年度においては、ホームレス自立支援センターを11か所から14か所に増加を図るなど、事業の拡充を行ったところである。

さらに、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的、計画的に講ずることによりホームレス問題の解決に資することを定める「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」が2002(平成14)年7月に成立したところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

1 国主催の戦没追悼式典

(1) 全国戦没者追悼式

全国戦没者追悼式は、我が国が、戦後、平和国家として飛躍的な発展を遂げた陰には先の大戦において多くの尊い犠牲があったことに思いを馳せ、これら戦没者の方々の尊い犠牲を永く後世に伝えるとともに、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう恒久平和への誓いを新たにするという趣旨の下、毎年8月15日(戦没者を追悼し平和を祈念する日)に政府主催で天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで実施している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

1 国主催の戦没追悼式典

(2) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、先の大戦による戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことのできないものを納める国の施設であり、現在約35万柱が納骨されている。千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式は、遺骨収集等により海外(硫黄島を含む。)から新たに持ち帰られたこのような遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められた遺骨に対して拝礼を行うものであり、1965(昭和40)年から毎年春に厚生労働省主催で皇族の御臨席を頂き実施している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

2 戦没者慰霊事業の推進

(1) 遺骨収集

海外における戦没者の遺骨については、これまでに海外戦没者(約240万人)のうち、引揚者等が持ち帰ったものを含め、約半数(約124万人)の遺骨が本邦に送還された。厚生労働省は、1952(昭和27)年度以降遺骨収集を行ってきており、2002(平成14)年度で収集開始から50年となったところである。

南方地域については、硫黄島などの一部の収集継続地域、海没などの自然条件や相手国の事情により収集できない地域を除き、おおむね収集は終えた状況にあるが、今後も残存遺骨情報が寄せられた場合には収集団を派遣し、遺骨収集を実施することとしている。

また、旧ソ連地域およびモンゴル地域においては、戦後の抑留中に約5万4,400人が死亡したが、2001(平成13)年度までに1万4,036柱の遺骨を収集した。この地域における収集可能な埋葬地については、2002年度までにおおむね収集を終えることを目標に遺骨収集を強力的に実施している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

2 戦没者慰霊事業の推進

(2) 慰霊巡拝・慰霊碑建立

戦域となった地域等において戦没者を慰霊するため、遺族を主体とした慰霊巡拝を1976(昭和51)年度から計画的に実施している。その一環として、2001(平成13)年11月には南西諸島海域において、関係遺族等の参列の下に洋上慰霊を実施した。また、旧ソ連地域およびモンゴル地域については、抑留中死亡者の埋葬地への墓参を計画的に実施している。

さらに、戦没者遺児が旧主要戦域における人々と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し、相手国の理解を深めることにより、今後の慰霊事業の円滑な推進を図りつつ、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業を1991(平成3)年度から実施している。戦没者慰霊碑については、旧主要戦域ごとに中心となる地域1か所を選び、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて、1971(昭和46)年以降これまでに硫黄島ほか海外15か所に建立している。2001年10月には、モンゴル地域にモンゴル抑留中死亡者の慰霊碑を建立し、併せて竣工・追悼式を実施した。また、旧ソ連地域についても、埋葬地のある共和国、地方、州ごとに小規模慰霊碑を2000(平成12)年度から順次建立している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

2 戦没者慰霊事業の推進

(3) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の改修

千鳥ヶ淵戦没者墓苑については、近年における施設の改善に関する遺族、関係団体等からの要望も踏まえて、現在、厚生労働省および環境省において具体的な改善内容を検討しているところであり、その検討結果を踏まえて改修を行うこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

3 中国残留邦人等への援護施策

昭和館

昭和館は、戦没者遺族を始めとする国民の方々が経験した戦中戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えることを目的として、1999(平成11)年春に開館したものである。

昭和館では、当時の生活の様子をありのままに伝える実物資料の陳列を始め、図書・映像等の閲覧提供を行うとともに、内外の類似施設の概要などの関連情報を幅広く提供する事業を展開しているが、中でも、年3回開催される特別企画展においては、毎回それぞれのテーマに沿った展示がなされており、風化しつつある戦没者遺族等の経験した国民生活上の労苦をしのぶことができる。この昭和館が、今世紀を担う多くの国民に利用され、親しまれることを期待している。

【昭和館】

所在地：東京都千代田区九段南1-6-1

電話番号：03-3222-2577

ホームページ：<http://www.showakan.go.jp>

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

3 中国残留邦人等への援護施策

(1) 中国残留孤児の調査

中国残留孤児については、「訪日調査」を1999(平成11)年度まで計30回行った。しかしながら、高齢化した孤児の訪日に伴う身体的な負担を軽減し、早期の帰国希望にこたえるため、2000(平成12)年度からは、中国現地で日中共同の調査を行った後、両国政府が孤児と認定した者の情報を日本で公開し、肉親情報が得られた者については訪日対面調査を行う一方、肉親情報がない者については訪日調査を経ずに帰国できることとしている。こうした一連の調査の結果、2002(平成14)年3月末までに、2,767名の中国残留孤児のうち、1,274名の身元が判明している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

3 中国残留邦人等への援護施策

(2) 中国および樺太残留邦人に対する帰国支援および定着・自立の促進

進

1) 帰国支援

中国および樺太残留邦人に対する永住帰国援護として、帰国旅費や自立支度金を支給するほか、残留邦人が既に高齢であることにかんがみ、その扶養のために同行する成年の子1世帯も援護の対象としている。また、一時帰国援護として墓参のための往復の旅費や滞在費を支給するほか、希望者は毎年一時帰国ができるようにしている。

2) 定着・自立の促進

中国および樺太からの帰国者世帯が円滑に定着自立できるよう、帰国直後の4か月間の「中国帰国者定着促進センター」への入所や、その後8か月間の「中国帰国者自立研修センター」への通所を通じて、日本語指導、生活・就労指導等を行うほか、帰国者と地域住民相互の理解を深めるための地域交流事業等を行っている。

そのほか、語学教材の支給や、各帰国者世帯に対する相談・助言を行う身元引受人のあっせん、自立指導員の派遣、国民年金の特例措置などの施策や、関係各省により公営住宅の優先入居、子女の教育の機会の確保などの施策が講じられている。

また、最近では、中国帰国者の高齢化が一層進み、また、同伴する2・3世も増加しているが、言葉や生活習慣の相違等により地域社会から孤立しがちな帰国者が増えていることから、中国帰国者問題についての国民の関心と理解を促しつつ、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら中国帰国者の自立に向けた継続的な支援を行うため、2001(平成13)年度に「中国帰国者支援・交流センター」を東京と大阪に開設したところである。

なお、樺太残留邦人については、今後の永住帰国の計画的な受け入れを推進する基礎資料とするため、職員が現地を訪れ、現地政府の協力を得て、永住帰国希望等の意向調査等を行った。
